○近畿地方整備局告示第百七十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年八月五日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　福井県

二　都市計画事業の種類及び名称　福井都市計画道路事業三・四・七号中央線

三　事業施行期間　自平成二十五年八月五日至平成三十一年三月二十九日

四　事業地

収用の部分　福井県福井市宝永一丁目、大手一丁目並びに日之出一丁目及び五丁目地内

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第百七十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年八月五日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　福井県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年近畿地方整備局告示第五十七号福井都市計画道路事業三・四・三号松岡菅谷線

三　事業施行期間　自平成十三年三月二十七日至平成三十一年三月二十九日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年八月五日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　福井県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年近畿地方整備局告示第五十九号福井都市計画道路事業三・四・六十号宝永東線

三　事業施行期間　自平成十三年三月二十七日至平成三十一年三月二十九日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年八月五日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　福井県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第三十七号福井都市計画道路事業七・五・十八号松本志比口線

三　事業施行期間　自平成十八年三月二日至平成三十一年三月二十九日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年八月五日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　福井県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第三十六号福井都市計画道路事業七・五・十九号宝永志比口線

三　事業施行期間　自平成十八年三月二日至平成三十一年三月二十九日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年八月五日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　福井県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第三十五号福井都市計画道路事業七・五・二十号宝永日之出線

三　事業施行期間　自平成十八年三月二日至平成三十一年三月二十九日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年八月五日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　福井県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第三十八号福井都市計画道路事業八・七・七号福井口松本通り

三　事業施行期間　自平成十八年三月二日至平成三十一年三月二十九日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年八月五日

近畿地方整備局長　池内　幸司

一　施行者の名称　福井県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第三十四号福井都市計画道路事業七・五・二十一号大手日之出線

三　事業施行期間　自平成十八年三月二日至平成三十一年三月二十九日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし